

企画競争実施の公示

平成30年6月15日

近畿地方整備局長
池田 豊人

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 大型車の通行適正化に関する広報支援業務
- (2) 業務内容 本業務は、近畿地域における大型車の通行適正化に向け、運送事業者、荷主及び社会一般を対象とした効果的な広報・啓発活動の取組について提案し、その効果検証を行うと共に、関係機関が連携して設立した「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」の運営支援を行うものである。
- (3) 履行期限 平成31年 3月29日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時点までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 下記に示される同種又は類似業務について、平成20年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
 - ・同種業務：道路行政に関する広報を企画・運営した業務（単純印刷作業を除く）
 - ・類似業務：広報を企画・運営した業務（単純印刷作業を除く）
- (5) 配置予定技術者（主たる担当者）については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成20年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
 - ・同種業務：道路行政に関する広報を企画・運営した業務（単純印刷作業を除く）
 - ・類似業務：広報を企画・運営した業務（単純印刷作業を除く）
- (6) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づ

く再申請の手続きを行った者を除く。)でないこと。

- (8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒 540-8586 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館
近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第二係
電話 06-6942-1141 (代表) FAX 06-6943-7834

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成 30 年 6 月 15 日から平成 30 年 6 月 25 日までの土曜日、日曜日、
祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9 時 30 分から 16 時 00 分まで

場所：3. (1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は
3. (1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成 30 年 6 月 25 日 16 時 00 分

場所：3. (1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 有

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載
を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求が
あった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであ
るが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではな
い。

(8) その他の詳細は説明書による。